

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	居宅介護住宅改修費等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、居宅介護住宅改修費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

余市町長

## 公表日

平成27年12月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	居宅介護住宅改修費等の支給に関する事務
②事務の概要	「余市町介護保険条例」に基づき、要介護・要支援認定者に対し、居宅介護住宅改修費等を支給している。 ①居宅介護住宅改修費等支給対象被保険者に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務 ②居宅介護住宅改修費等の支給に関する事務 ・申請者に係る要介護・要支援認定情報の取得及び確認 ・申請者に係る住民票情報の取得及び確認
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき制定する独自利用事務に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部高齢者福祉課
②所属長	高齢者福祉課長 坂本 満彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	余市町民生部高齢者福祉課 〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地 Tel 0135-21-2119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	余市町民生部高齢者福祉課 〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地 Tel 0135-21-2119

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

